下野市教育大綱

平成28年度~平成32年度

平成28年3月
下 野 市
下野市教育委員会

I 大綱策定の趣旨

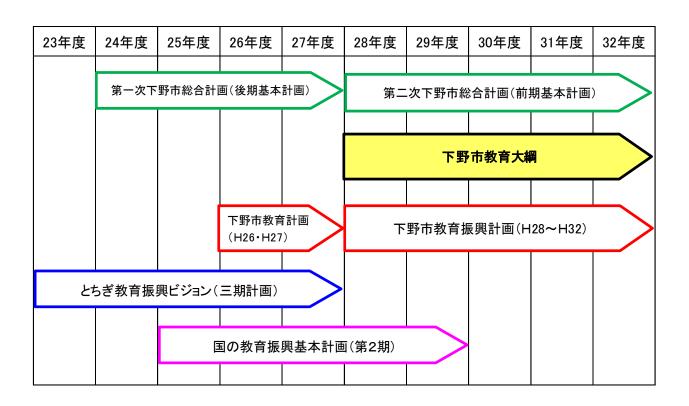
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(以下「改正地教行法」という。)が、平成27年4月1日より施行され、改正地教行法第1条の3により「教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を策定することが定められました。

下野市では、改正地教行法第1条の4により設置した第1回総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を行い、下野市教育大綱(以下「大綱」という。)を平成27年度中に策定することにしました。この大綱は、下野市の教育目標や施策の根本となる方針について定めるものであり、地域の実情を反映した教育、学術及び文化の振興に必要なさまざまな施策を展開する上での指針となります。

Ⅱ 大綱の期間

大綱は国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌して定めることとされ、対象期間を5年としていることから、平成28年度から平成32年度までの5年間を計画としての区切りとします。

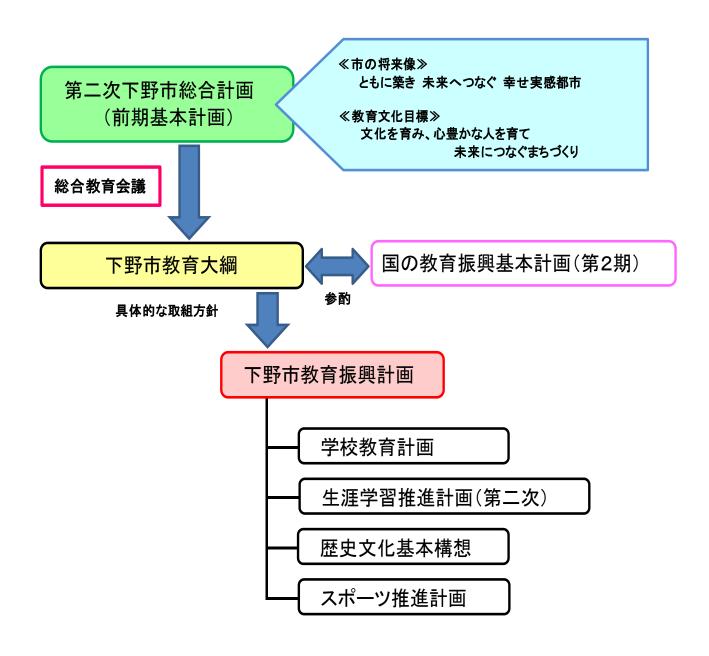
また、下野市の最上位計画である「第二次下野市総合計画(前期基本計画)」が平成27年度に策定され、計画期間を5年と設定していることから、下野市における大綱も当該計画との整合性を図るとともに、必要な改定等については総合教育会議において適宜、検討を行うものとします。



Ⅲ 大綱を実現するための計画等

大綱を実現するための具体的な施策については「第二次下野市総合計画(前期基本計画)」を上位計画として策定された「下野市教育振興計画」を柱とし、「学校教育計画」、「生涯学習推進計画」、「歴史文化基本構想」、「スポーツ推進計画」などの分野別計画の他、その下位に位置づけられる個別計画等を今後示していきます。

これらの分野別計画を相互に連携させながら、横断的な施策を展開していきます。



Ⅳ 大綱の体系一覧

	5年間で目指すべき姿	目指すべき方向性		
学校教育	学校・家庭・地域が連携し、地域に開かれた特色ある教育環境づくり	1	知・徳・体のバランスのとれた子どもを育む、創意ある教育活動を 展開します。	
		2	思考力・判断力・表現力を身につけるため、その基礎となる学力の 向上に努めます。	
		3	学校適正配置及び小中一貫教育等を推進します。	
		4	子ども一人一人に応じた、教育・支援の充実を図ります。	
		5	快適な教育環境の充実を図るための整備等を推進します。	
生涯学習	市民の自己実現の支援と交流・学び を活かす環境づくり	1	生涯学習による豊かな市民生活の支援と学習成果を活かしたまちづくりを推進します。	
		2	学校・家庭・地域の連携による地域全体の教育力の向上を目指します。	
		3	生涯にわたる多様な学習機会を提供するため、生涯学習実施機関 の機能充実を図ります。	
文化・芸術	市民が文化的に豊かな市民生活を 送ることができる環境づくり	1	市民の自主的な文化芸術活動を尊重し、継続的な支援を行います。	
		2	文化芸術活動が展開しやすい環境づくりに取り組みます。	
		3	歴史遺産を活かした"歴史のまちづくり"を推進します。	
		4	下野市周辺地域の歴史や当時の様相を究明するため、下野市の 文化財について調査研究を進めます。	
		5	歴史遺産の保存・整備・活用を推進します。	
スポーツ	市民がスポーツに親しみ、遊び、楽し むことができる環境づくり -	1	すべての市民がスポーツに親しみ活動できる場を提供し、活力ある まちづくりを目指します。	
		2	「市民総スポーツ"ひとり1スポーツ"」の実現に向けて、生涯スポーツ 活動団体等の支援・充実を図ります。	
		3	スポーツ意識の高揚を図るため、競技スポーツを支援します。	
		4	スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる大松山運動公園の拡張整備や施設の改修を図り、環境整備を推進します。	

V 大綱の分野別方針

1. 学校教育についての方針

[5年間で目指すべき姿]

学校・家庭・地域が連携し、地域に開かれた特色ある教育環境づくり

〔目指すべき方向性〕

目指すべき 方 向 性 1

知・徳・体のバランスのとれた子どもを育む、創意ある 教育活動を展開します。

道徳教育や人権教育の充実を図るとともに、広い視野と豊かな心を育む読書活動を進めます。さらに、子どもの優れた個性を見出して表彰を行う児童表彰、ふるさと学習や家庭教育を継続推進し、自己有用感やふるさとを愛する心を育てます。

また、学校・家庭・地域が連携して、体力向上、健康安全教育、食育を推進し、生涯にわたって運動に親しむとともに、望ましい食習慣を身につけた子どもを育てます。

〔取組方針〕

- (1) 道徳教育・人権教育の充実
- (2) 児童表彰の推進
- (3) 読書活動の推進
- (4) 基礎体力向上の推進
- (5) 健康安全教育・食育の推進
- (6) ふるさと学習・家庭教育の推進

目指すべき 方 向 性 2

思考力・判断力・表現力を身につけるため、その基礎となる 学力の向上に努めます。

ねらいを明確にして、指導の工夫・改善を図り、振り返りを充実させるなど分かる授業を展開し学びを保証する授業づくりを推進します。

全国学力・学習状況調査やとちぎっ子学習状況調査等の結果を分析し、その方策を検討して実施し、更に検証していくなど、学力向上に向けた学校体制づくりを推進します。また、グローバル化に対応した英語教育を含む国際教育を推進するとともに、教職員の資質や指導力の向上を図るために組織的、計画的な研修体制を充実させます。

[取組方針]

- (1) 教職員の資質向上
- (2) 各種学力調査等の分析・検証
- (3) 子どもたちの習熟度に応じた学習支援及び自律的な学習の推進
- (4) 英語教育を含む国際教育の推進
- (5) 理科、情報教育の推進
- (6) 教育研究所の充実した運営

目指すべき 方 向 性 3

学校適正配置及び小中一貫教育等を推進します。

子どもたちにとって最も望ましい教育環境を提供するため、学校規模の適正化と小中一貫教育の推進を図ります。そのために、平成25年11月に策定した「下野市学校適正配置基本計画」における取組状況やその効果等を検証するとともに、地元の意向を反映させながら、学校運営協議会等の検討など、更なる教育環境の整備を推進します。

特に、小中一貫教育については、小・中学校が目指す子ども像を共有し、9年間を通 した教育課程を編成し、系統的な指導を目指します。

また、「下野市子ども未来プロジェクト」を核として、中学校と小学校の子どもたちの交流を継続し、地域の教育力を活かした活動を展開していきます。

[取組方針]

- (1) 学校適正配置推進協議会の設置
- (2) 小中一貫教育推進協議会の設置
- (3) 学校運営協議会等設置の検討
- (4) 義務教育9年間を通した教育課程の編成及び実施
- (5)「下野市子ども未来プロジェクト」の推進
- (6) 自分の生き方を考える教育の充実

目指すべき 方 向 性 4

子ども一人一人に応じた教育・支援の充実を図ります。

すべての子どもたちが、安心して充実した学校生活が送れるよう学習支援や教育相談・適応支援を推進するとともに、ICT環境やスクールアシスタントを有効活用し、一人一人の教育的ニーズに応じた学習支援を推進します。

また、いじめや不登校をはじめとする学校で起こる問題行動等の未然防止に努めると

ともに、様々な不安や悩みを抱えた子どもたちへの相談体制をより一層充実させます。 さらに、経済的な支援として、児童生徒就学援助事業や奨学金貸付事業を推進します。

〔取組方針〕

- (1) 特別支援教育の充実
- (2) 教育相談・適応支援の推進
- (3) 児童生徒就学援助事業の推進
- (4) 奨学金貸付事業の推進
- (5) 子どもたちの特性を配慮した学習環境の整備
- (6) スクールアシスタント配置による学校生活・学習支援の充実

目指すべき 方 向 性 5

快適な教育環境の充実を図るための整備等を推進します。

子どもたちが安心して学校に通えるように、学校・家庭・地域が緊密に連携しながら、 交通事故や犯罪などから子どもたちを守ります。通学路の整備はもとより、危険個所の 把握や日々の見守りを地域ぐるみで推進します。

また、安全な空間で快適な学校生活が送れるよう、老朽施設の計画的な改修や整備、 防犯対策などを進めるとともに、ICT環境や学校備品等の充実に努めます。

- (1) 市立小・中学校校舎及び屋内運動場の大規模改修
- (2) 給食施設・プール・校庭等の改修の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 通学路安全対策の推進
- (5) ICT環境整備の推進
- (6) 学校備品等の充実
- ※ICTとはInformation and Communication Technologyの略。 学校教育の現場において、電子黒板やタブレット端末など情報通信技術(ICT) を活用して、効果的な学習活動を行っている。

2. 生涯学習についての方針

[5年間で目指すべき姿]

市民の自己実現の支援と交流・学びを活かす環境づくり

[目指すべき方向性]

目指すべき 方 向 性 1 生涯学習による豊かな市民生活の支援と学習成果を活かしたまちづくりを推進します。

グローバル化や情報化、少子高齢化など変化の激しい現代社会を、より豊かに生きていくためには、社会の変化に応じた学び直しによるスキルアップが求められています。こうした時代を切り拓き、持続可能で活力ある社会を構築していくため、市民が培った知識や経験・技能といった学習成果を社会に還元し、協働のまちづくりに活かせるような様々な支援や機会・場の提供を行います。

[取組方針]

- (1) 生涯学習推進計画に基づく事業の実施
- (2) 生涯学習推進本部の運営と充実
- (3) 学習の機会・場の提供による学習者の支援
- (4) 生涯学習情報の拡充

目指すべき 方 向 性 2 学校・家庭・地域の連携による地域全体の教育力の向上を 目指します。

急激な社会構造の変化に対応していくためには、豊かな人間性を育む総合的な力を身につける必要があります。このため、学校・家庭・地域が連携して、子どもの健全育成を推進し、地域全体としての教育力の向上を目指します。

- (1) 地域とともにある学校づくりの推進
- (2) ふれあい学習の推進による地域コミュニティづくり
- (3) 年輪の集い(成人式等)の開催

- (4) 各種団体の育成(社会教育関係団体等の支援)
- (5) ファミリエ下野市民運動の推進
- (6) 公民館や学校における家庭教育の推進

目指すべき 方 向 性 3

生涯にわたる多様な学習機会を提供するため、生涯学習実施 機関の機能充実を図ります。

心豊かな市民生活を実現するためには、生涯にわたる多様な学習の機会・場・情報の 提供と、市民の学びを活かしたまちづくりの支援が求められます。このため、公民館で は心豊かな市民生活を実現するための多様な学習機会の提供、図書館では多様なニーズ に即した資料や情報提供による子ども・市民の読書活動の推進や学習活動の支援、生涯 学習情報センターでは学びを活かした市民によるまちづくりの支援を行います。

[取組方針]

- (1) ライフステージに応じた多様な学習、ひと・まちづくりに関する学習の提供(公民館)
- (2) 子ども・市民の読書活動の推進及び市内小中学校の図書室支援(図書館)
- (3) 学びを活かした市民によるまちづくりの支援(生涯学習情報センター)
- (4) 生涯学習施設の整備及び管理運営
- (5) 自治医科大学など諸団体との連携による学習機会の提供

3. 文化・芸術についての方針

[5年間で目指すべき姿]

市民が文化的に豊かな市民生活を送ることができる環境づくり

〔目指すべき方向性〕

目指すべき 方 向 性 1

市民の自主的な文化芸術活動を尊重し、継続的な支援を行います。

文化・芸術は、創造力や感性が豊かな人を育み、個性溢れる地域文化の創造に必要不可欠なものです。様々な分野における文化芸術に親しむ機会の充実や、自主的な文化活動の促進を図るとともに、次世代を担う人材育成の促進が求められています。

子どもから高齢者まで、市民の誰もが身近に芸術文化にふれあえるまちづくりを目指し、各種文化芸術活動の成果発表の機会や優れた舞台芸術等を鑑賞できる機会の充実を図り、下野市の新たな文化の創造と豊かな文化を育む活動づくりに取り組みます。

[取組方針]

- (1) しもつけ市民芸術文化祭の開催
- (2) 文化芸術団体の育成と活動支援
- (3) 小中学校芸術文化鑑賞会の開催
- (4) 地域に残る伝統文化の伝承

目指すべき 方 向 性 2

文化芸術活動が展開しやすい環境づくりに取り組みます。

市民の多彩な文化活動を支えるため、「グリムの森・グリムの館」を中心とした環境づくりに努め、施設の維持管理や利用者の安全確保に必要な整備を行います。利用者の満足度を高め魅力ある運営を行うとともに、指定管理者が実施する参加型・鑑賞型事業等を通し、優れた文化芸術に親しむ機会を広く提供し、年間を通してワークショップやコンサートの開催等、多種多様な事業を実施します。

また、利用者ボランティアグループの協力を得ながら、緑化活動等市民協働による各種事業に取り組むとともに、市民ニーズ等を勘案しながら、文化芸術施設整備についても引き続き検討を進めます。

[取組方針]

- (1) グリムの森・グリムの館の利活用の促進
- (2) 指定管理者による魅力ある管理運営
- (3) 文化芸術施設整備の検討

目指すべき 方 向 性 3

歴史遺産を活かした"歴史のまちづくり"を推進します。

下野市には、数多くの文化財が残されていますが、これらの文化財は大切に保存し後世に伝えなければなりません。これらの文化財を総合的に保存活用するために「歴史文化基本構想」の策定を進めます。

また、文化財の公開活用を進めることにより、文化財を愛護する心が培われるとともに、下野市への誇りと郷土愛を持つ契機ともなります。特に子どもの頃から身近な文化財に触れることで、自分の住むまち(下野市)を理解し、愛する心が育まれ、将来「私のふるさと下野市」としてのアイデンティティの形成に寄与することができるよう努めます。

[取組方針]

- (1)「歴史文化基本構想」の策定
- (2) 各種文化財啓発事業の拡充
- (3) 学校との連携事業の推進
- (4) 下野市の歴史文化に関する情報提供の促進
- (5) 文化財愛護ボランティアの養成と活動支援

目指すべき 方 向 性 4

下野市周辺地域の歴史や当時の様相を究明するため、下野市の文化財について調査研究を進めます。

市内には、下野薬師寺跡等の国指定史跡をはじめとした遺跡のほか、かんぴょうの生産道具等の民俗文化財や古文書等も数多く残されています。これらの文化財を適切に保存するとともに、下野市及び周辺地域の歴史究明のために調査研究を推進し、その結果に基づき今後の活用について検討を行います。

[取組方針]

- (1) 国指定史跡・県指定史跡等の調査研究の推進
- (2) 埋蔵文化財発掘調査の推進
- (3) かんぴょう生産道具等民俗資料の調査収集の推進
- (4) 古文書の調査収集の推進
- (5) 文化財の調査研究報告書等の作成

目指すべき 方 向 性 5

歴史遺産の保存・整備・活用を推進します。

国指定史跡「下野薬師寺跡」「下野国分寺跡」「下野国分尼寺跡」を、市民が史跡に触れながら憩える場、生涯学習の場として活用できるよう、史跡公園としての整備を進めていきます。

また、これまでの調査研究成果からその重要性が明らかとなった甲塚古墳出土埴輪や市内及びその周辺に点在する主要な古墳について、国の指定を目指すとともに保存・活用についての検討を進めていきます。その他、民俗文化財等についても今後、保存活用を推進するため、指定等を目指した作業を進めていきます。

- (1) 国指定史跡の保存整備の推進
- (2) 文化財展示収蔵施設の整備
- (3) 甲塚古墳出土埴輪等の重要文化財指定に向けた取組
- (4) 古墳等の史跡指定に向けた取組
- (5) 民俗文化財の文化財指定に向けた取組

4. スポーツについての方針

[5年間で目指すべき姿]

市民がスポーツに親しみ、遊び、楽しむことができる環境づくり

[目指すべき方向性]

目指すべき 方 向 性 1 すべての市民が、スポーツに親しみ活動できる場を提供し、 活力あるまちづくりを目指します。

子どもから高齢者、障がい児・者までのすべての市民が、生涯にわたってスポーツ活動に親しみ楽しむことができる場を提供することで、心身の健全な発達や健康の保持増進に寄与し、スポーツ活動を通して市民の連帯感を高め、活力あるまちづくりに貢献します。

[取組方針]

- (1) ライフステージに応じたスポーツ教室等の充実
- (2) 子どもと障がい児・者のスポーツ活動の充実
- (3) 地域コミュニティを醸成する市民体育祭等の開催
- (4) キンボールスポーツ等のニュースポーツの普及促進

目指すべき 方 向 性 2 「市民総スポーツ"ひとり1スポーツ"」の実現に向けて、 生涯スポーツ活動団体等の支援・充実を図ります。

「市民総スポーツ"ひとり1スポーツ"」の実現に向けて、市民の誰もが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができるよう、各種スポーツ団体等の支援・充実を図るとともに、スポーツ活動を支えるスポーツ指導者やスポーツボランティアの育成を充実します。

- (1) 体育協会、スポーツ少年団等の拡充・支援
- (2)総合型地域スポーツクラブの活動支援
- (3) スポーツ指導者とスポーツボランティアの育成
- (4) スポーツに関する多様な情報の収集と市民への発信

目指すべき 方 向 性 3

スポーツ意識の高揚を図るため、競技スポーツを支援します。

市民のスポーツ意識の高揚を図るため、東京五輪(キャンプ地)や全国大会等の誘致等を推進し、トップレベルのスポーツに身近にふれる機会を創出します。また、競技スポーツの技術力の向上や指導者育成のための講習会等の充実を図るなど、競技スポーツを側面から支援します。

[取組方針]

- (1) 東京五輪 (キャンプ地)、栃木国体等スポーツ大会の誘致の推進
- (2) トップアスリート選手によるスポーツ教室や講演会の開催
- (3) 競技スポーツ選手への支援、選手養成の推進
- (4) 競技指導者の育成支援

目指すべき 方 向 性 4

スポーツ・レクリエーション活動の拠点となる大松山運動公園の拡張整備や施設の改修を図り、環境整備を推進します。

市民が集い、多種目のスポーツ・レクリエーション活動の拠点となる総合的な運動公園の整備を推進するとともに、老朽化が進む既存施設について、バリアフリーを考慮し耐震補強・改修等によりスポーツ活動の環境整備を進めます。また、施設のサービス向上とより効率的な運営を図るため、民間活力の導入を検討します。

[取組方針]

- (1) スポーツ・レクリエーションに親しめる活動の場の充実
- (2) 大松山運動公園拡張整備事業の推進
- (3) スポーツ施設の効率的な管理運営・改修整備

平成28年3月 下野市教育大綱

お問い合わせ先

発行者 栃木県下野市·下野市教育委員会

編 集 教育総務課教育総務グループ

〒329-0594 栃木県下野市石橋552-4

電話:(0285)52-1117/FAX:(0285)52-2624

E-m a i l : kyouikusoumu@city.shimotsuke.lg.jp

ホームページ: http://www.city.shimotsuke.lg.jp